

出店計画書に対する指導事項等

大規模小売店舗の 名称及び所在地	(仮称) カワチ薬品小山喜沢店 小山市大字喜沢660-12 外
---------------------	------------------------------------

所管課室等	指導事項等	対応策
小山市総合政策課 TEL：0285-22-9355 FAX：0285-22-9546	指導事項等無し	—
小山市行政総務課 TEL：0285-22-9311 FAX：0285-22-8972	指導事項等無し	—
小山市市民生活安心課 TEL：0285-22-9283 FAX：0285-22-9897	<p>開店以降の交通量の増加に伴う交通事故の発生が懸念されるため、交通事故防止対策には十分に配慮してほしい。</p> <p>併せて、付近道路上等において、自転車の駐輪をさせないよう対策をお願いしたい。</p>	<p>開店以降の交通量の増加に伴う交通事故の発生防止のため、交通事故防止対策に努めます。</p> <p>また、付近道路上等において、自転車の駐輪をさせないよう路面標示、看板にて対策に努めます。</p>
小山市環境課 TEL：0285-22-9284 FAX：0285-22-9897	<p>【指定袋導入推進室 廃棄物対策係】</p> <p>・造成にあたり「土砂等」の搬入がある場合は搬入面積が500㎡以上3000㎡未満の場合「小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく申請手続きが必要となります。なお、搬入面積が3000㎡以上の場合は栃木県への申請が必要となります。また、令和7年4月1日以降に土砂を搬入する場合には栃木県が所管する宅地造成及び特定盛土規制法の申請手続きが必要となりますのでご注意ください。</p> <p>【指定袋導入推進室 資源循環推進係】</p> <p>・計画に記載のとおり、施設の運営に伴い発生する廃棄物の排出抑制・適正分別・適正処理に努めてください。</p>	<p>造成にあたり「土砂等」の搬入がある場合は搬入面積が500㎡以上3000㎡未満の場合「小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく申請手続きをいたします。また、令和7年4月1日以降に土砂を搬入する場合には栃木県が所管する宅地造成及び特定盛土規制法の申請手続きをいたします。</p> <p>施設の運営に伴い発生する廃棄物の排出抑制・適正分別・適正処理に努めます。</p>

	<p>【環境保全係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗新設時に騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の7日前までに届出が必要です。</li> <li>・室外機の送風機の定格出力が7.5kW以上のものを設置する場合は、騒音規制法に基づく特定施設に該当するため、特定施設設置工事の30日前に届出が必要になります。</li> <li>・届出概要記載のとおり、荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺的生活環境を損なうことのないよう静穏の保持に努めてください。</li> <li>・周辺住民等から苦情が申し立てられた場合には、誠意をもって対応してください。</li> </ul>	<p>店舗新設時に騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の7日前までに届出いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機の送風機の定格出力が7.5kW以上のものを設置する場合は、特定施設設置工事の30日前に届出をいたします。</li> <li>・荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺的生活環境を損なうことのないよう静穏の保持に努めます。</li> <li>・周辺住民等から苦情が申し立てられた場合には、誠意をもって対応いたします。</li> </ul>
<p>小山市福祉課 TEL：0285-22-9283 FAX：0285-22-9897</p>	<p>指導事項等無し</p>	<p>—</p>
<p>小山市農政課 TEL：0285-22-9255 FAX：0285-22-9256</p>	<p>指導事項等無し</p>	<p>—</p>
<p>小山市治水対策課 TEL：0285-22-9204 FAX：0285-22-9270</p>	<p>指導事項等無し</p>	<p>—</p>
<p>小山市道路課 TEL：0285-22-9225 FAX：0285-22-9270</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道4号線と市道2554号線の交差点部分の民地側に緑地帯を設ける場合、視界を遮るような高木の植樹や、看板などの設置は避けてほしい。</li> <li>・土砂搬出入等の車両通行に伴い市道に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出をし、指示を受けて、直ちに原形復旧に努めること。</li> <li>・道路の清掃は随時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮すること。</li> <li>・市道が隣接しておりますので、越境することのないよう注意すること。</li> <li>・市道の占用が発生する際は、道路法32条の申請の必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道4号線と市道2554号線の交差点部分の民地側に緑地帯を設ける場合は視界を遮るような高木の植樹や、看板などの設置はいたしません。</li> <li>・土砂搬出入等の車両通行に伴い市道に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出をし、指示を受けて、直ちに原形復旧に努めます。</li> <li>・道路の清掃は随時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮いたします。</li> <li>・市道が隣接しているため、越境することのないよう注意いたします。</li> <li>・市道の占用が発生する際は、道路法32条の申請をいたします。</li> </ul>

	・市道を自費で工事する際（乗入れ、舗装等）は、道路法24条の申請が必要です。	・市道を自費で工事する際（乗入れ、舗装等）は、道路法24条の申請をいたします。
小山市都市計画課 TEL：0285-22-9203 FAX：0285-22-9685	(1)都市計画課の事務に係る事項の問題の有無 ①国土利用計画法第23条第1項に基づく届出 →届出不要。 ただし、借地契約時に権利金などの一時金の支払いがある場合は届出が必要。  ②景観法第16条第1項に基づく届出 →届出済。（R6.10.16受理）  ③駐車場法第12条に基づく届出 →届出不要。 ただし、駐車区画線内の合計面積が500㎡以上の場合は届出が必要。  ④都市再生特別措置法第108条第1項に基づく届出 →届出不要。	①確認しました。一時金の支払いはありません。  ②確認しました。  ③確認しました。課金式の駐車場ではないので届出は不要です。  ④確認しました。
小山市建築指導課 TEL：0285-22-9233 FAX：0285-22-9685	指導事項等無し	—
小山市消防本部 消防総務課 TEL：0285-39-6653	指導事項等無し	—
小山市教育委員会 教育総務課 TEL：0285-22-9642 FAX：0285-22-9650	当該店舗周辺は通学路に指定されていることから、児童生徒の安全確保のため、登下校の時間帯や多数の集客で混雑する時間帯には、交通整備員の配置など万全を期すようお願いいたします。	児童生徒の安全確保のため、登下校の時間帯や多数の集客で混雑する時間帯は交通安全対策に努めます。
小山市教育委員会 学校教育課 TEL：0285-22-9651 FAX：0285-22-9601	指導事項等無し	—
小山市産業観光部 商業観光課 TEL：0285-22-9275 FAX：0285-22-9256	指導事項等無し	—

<p>栃木県地域振興課 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924</p>	<p>国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、小山市都市計画課に確認してください。</p>	<p>届出不要である旨を確認しております。</p>
<p>栃木県県民協働推進課 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121</p>	<p>○酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。</p> <p>○図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。</p>	<p>○酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売いたしません。</p> <p>○図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等をいたしません。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示をいたします。</p>
<p>栃木県環境保全課 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138</p>	<p>出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。（回答不要）</p>	<p>—</p>
<p>栃木県資源循環推進課 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p>	<p>○資源循環推進計画の趣旨を理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、可能な限り協力いたします。</p> <p>○食品ロス削減推進計画趣旨を理解し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に対して可能な限り</p>

	<p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>取組を行います。</p>
<p>栃木県交通政策課 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<p>新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p>	<p>新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を実施します。</p>
<p>栃木県道路整備課 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<p>道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし</p>	<p>—</p>
<p>栃木県道路保全課 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<p>意見なし</p>	<p>—</p>
<p>栃木県上下水道課 <a href="tel:028-623-2507">TEL:028-623-2507</a></p>	<p>雨水処理計画及び汚水処理計画については小山市担当課と協議願います。</p>	<p>雨水処理計画及び汚水処理計画については小山市担当課と協議いたします。</p>
<p>栃木県都市政策課 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小山市景観計画に基づく行為の届出の要否について、小山市都市計画課と協議してください。</li> <li>・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、小山市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>(協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203)</p> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <p>現在、県では、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域を指定できるよう準備を行っております。</p> <p>規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続して</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6.10.16に届出済です。</li> <li>・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、小山市都市計画課と協議いたします。</li> </ul> <p>令和7年4月1日以降に工事に着手する場合又は、令和7年4月1日時点で工事を継続している計画である場合は相談します。</p>

	<p>いる場合でも、届出が必要になることがあります。</p> <p>そのため、工事の規模やスケジュールに応じては盛土規制法に基づく規制の適用を受けることがありますので、詳細な図面や工程表をもとに、相談願います。なお、本県の規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）については、県のホームページで公表しております。</p> <p>（相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）</p> <p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第29条の開発許可の要否について、小山市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>（協議先：小山市都市計画課 0285-22-9234）</p> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地は都市計画道路3・4・2号間々田小金井線が都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基づく建築の許可について小山市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>（協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、小山市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。</li> </ul> <p>（協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第29条の開発許可については、2024年10月22日付けで許可をいただいております。</li> <li>・都市計画法第53条に基づく建築の許可については、不要で支障なしと小山市建築指導課と協議しました。</li> <li>・小山市都市計画課に確認済みです。</li> <li>・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関</li> </ul>
--	--	--

	に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。	する指針)」に基づく措置を講じるよう努めます。
栃木県都市整備課 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477	指導事項等なし	—
栃木県建築課 TEL:028-623-2514 FAX:028-623-2489	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、小山市都市整備部建築指導課(0285-22-9233)と協議願います。</p> <p>なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班(メール:sidohan@pref.tochigi.lg.jp)まで報告願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクル法:令和6年10月16日付で小山市に提出済みです。</li> <li>・バリアフリー法:該当いたしません。</li> <li>・建築物省エネ法・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例:小山市都市整備部建築指導課と協議いたします。</li> <li>・建築基準法:提出済み 提出先→一般財団法人さいたま住宅検査センター</li> </ul>
栃木県警察本部 交通規制課 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	<p>○令和6年10月21日、事前協議終了。</p> <p>○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	○今後、乗入口の位置等を変更する場合は、事前に関係各課及び警察本部交通規制課と再協議します。
栃木県経営支援課 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	店舗名称が確定した際は、遅滞なく変更届出を行ってください。	店舗名称が変更した場合は遅滞なく変更届出を行います。